

○春日市就学援助規則

(昭和 56 年 5 月 30 日教委規則第 7 号)

改正 昭和 63 年 6 月 30 日教委規則第 9 号 平成 3 年 5 月 22 日教委規則第 8 号
平成 6 年 2 月 25 日教委規則第 2 号 平成 7 年 4 月 28 日教委規則第 10 号
平成 11 年 1 月 25 日教委規則第 2 号 平成 14 年 3 月 27 日教委規則第 5 号
平成 16 年 6 月 25 日教委規則第 4 号 平成 20 年 3 月 4 日教委規則第 4 号
平成 22 年 12 月 16 日教委規則第 9 号 平成 23 年 3 月 30 日教委規則第 7 号
平成 25 年 3 月 28 日教委規則第 1 号 平成 26 年 3 月 25 日教委規則第 2 号
平成 27 年 2 月 2 日教委規則第 1 号 平成 28 年 3 月 3 日教委規則第 9 号
平成 29 年 3 月 28 日教委規則第 3 号 平成 29 年 5 月 31 日教委規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる者の法第 16 条に規定する保護者(以下「保護者」という。)に対し必要な援助を行うとともに、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条の規定に基づき、保護者に対し同条に規定する政令で定める疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(援助の対象者)

第 2 条 この規則により教育長が前条に規定する援助(以下「就学援助」という。)を行う者は、法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち春日市立の小学校若しくは中学校に在学する者(以下「児童生徒」という。)又は学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 5 条第 1 項に規定する就学予定者のうち翌学年の初めから春日市立の小学校若しくは中学校に就学することを予定する者(以下「入学予定者」という。)の保護者であって市内に住所を有するもの(次の各号のいずれかに該当する者に限る。)とする。ただし、教育長は、特に必要があると認めるときは、同令第 9 条第 1 項に規定する区域外就学の承諾を受けている保護者について、当該保護者が住所を有する市町村と協議の上、就学援助を行うことができる。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者

(2) 前号に掲げる要保護者に準ずる程度に困窮している者として、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第 26 条の規定により保護の停止又は廃止の決定を受けたが、なお経済的に困窮している者

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が第 4 条の規定により就学援助を申請する日の属する年度(当該日が 4 月 1 日から 5 月 31 日までの場合にあっては、その前年度。ウにおいて同じ。)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による

市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者である者

ウ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る市町村民税所得割額(第4条の規定により就学援助を申請する日の属する年度分の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(同法に規定する住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、その適用前の額)をいう。)の合計額が教育長が別に定める額以下である者

エ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定により児童扶養手当の支給を受けている者

オ アからエまでに掲げるもののほか、経済的な事情により児童生徒の就学が困難であると教育長が認める者

2 教育長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する就学援助の対象者でない保護者についても就学援助を行うことができる。

(援助の範囲)

第3条 就学援助は、次に掲げる費用の全部又は一部につき、これを行う。ただし、保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている場合、当該教育扶助を受けている範囲に相当する就学援助は、これを行わない。

- (1) 学校給食費
- (2) 学用品費及び通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) クラブ活動費
- (7) 生徒会費
- (8) PTA会費
- (9) 医療費

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、所得金額等証明書(様式第2号)又はこれに準ずる証明書その他必要な書類を添付の上、教育長に申請しなければならない。

(援助の認定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請(以下「申請」という。)があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、就学援助を行うべきものと認めるときは、就学援助を認定するものとする。

2 教育長は、前項の規定による認定(以下「認定」という。)を行ったときは、就学援助認定通知書(様式第3号)により、申請をした保護者に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の審査の結果、就学援助を行わないことを決定したときは、速やかに就学援助却下通知書(様式第4号)により、申請をした保護者に通知するものとする。

(援助の期間)

第6条 就学援助の対象となる期間は、教育長が認定をした日から当該認定をした日が属する年度の末日までとする。

(援助の方法)

第7条 就学援助は、金銭の支給によって行うものとする。ただし、これによることが適当でないときは、現物の支給によって行うことができる。

(援助費等の支給)

第8条 前条の規定により支給する金銭又は現物(以下「就学援助費等」という。)は、直接又は児童生徒の在学する学校の校長を通じて保護者に支給するものとする。

2 認定を受けた保護者は、就学援助費等の支給に係る請求及び受領に関する権限を教育長が指定する者に委任するものとする。

(援助費等の返還)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助費等の支給を受けた保護者に対し、当該就学援助費等に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 保護者が偽りその他不正の手段により就学援助費等の支給を受けたとき。

(2) 入学予定者が春日市立の小学校又は中学校に入学しなかったとき。

(3) その他教育長が就学援助費等の返還を要すると認めるとき。

(援助の廃止)

第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の廃止(認定を取り消すことをいう。以下同じ。)をするものとする。

(1) 保護者が次条の規定による就学援助の廃止に係る届出をしたとき。

(2) 保護者が第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(3) 保護者が偽りその他不正の手段により就学援助費等の支給を受けたとき。

(4) その他教育長が就学援助を行う必要がないと認めるとき。

2 教育長は、就学援助の廃止をしたときは、就学援助廃止通知書(様式第5号)により、当該廃止に係る保護者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第11条 認定を受けた保護者は、就学援助の廃止を受けようとするとき、及び申請の内容に変更が生じたときは、遅滞なく教育長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年6月30日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成3年5月22日教委規則第8号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成6年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月28日教委規則第10号)

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則(平成11年1月25日教委規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月25日教委規則第4号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月4日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市就学援助規則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成22年12月16日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 2 日教委規則第 1 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 3 日教委規則第 9 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日教委規則第 3 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 31 日教委規則第 5 号)
この規則は、公布の日から施行する。